

## 別紙様式 1

## 学 則

事業者番号	3	名 称	株式会社 ニチイ学館		
所在地	東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地				
連絡先・ 相談窓口	所 属	鳥取支店	職 氏 名	教育マネージャー 福岡 幸子	
	電話番号	0857-27-7817	FAX 番号	0857-24-2500	
	メ ー ル	ec735@nichigakkan.co.jp	HPアドレス	http://www.nichigakkan.co.jp	

## 1 研修の内容

①名 称	介護員養成研修				
②課 程	介護職員初任者研修課程/生活援助従事者研修過程		③講義方法	通信	
④実施期間	2023年 6月 28日 ~ 2023年 10月 25日				
	日 程	6月開講 水曜クラス			
⑤カリキュラム 及び講師	別添日程表のとおり				
⑥使用テキスト	名 称・ 発行会社	介護職員初任者研修テキスト 1~5 巻 ニチイ学館発行			
⑦実施場所	講義施設	米子教室	所在地	米子市加茂町 2-113 加茂町ビル 1F	
	演習施設	米子教室	所在地	米子市加茂町 2-113 加茂町ビル 1F	
	実習施設	別添実習施設一覧のとおり			
⑧受 講 料	金 88,000 円 (テキスト代 16,460 円、実習費 円、消費税含む。)				
	支払方法	申込内容を確認後受講料等支払いのための書類を受講申込者宛てに送付。受講申込者は受講料等支払いのための書類到着後、指定の期日までに受講料等を納入。 教材到着後指定の期間までに納入。支払方法は①現金一括②クレジット一括③クレジット分割 (3回~24回まで) の3通りより選択。			
	解約条件・ 返金の有無	教材到着 8 日以内をクーリングオフ期間とし全額を返金。受講開始日以降であれば、原則、受講料を全額納入とし、返還は行わない。			
⑨定 員	15名				
⑩そ の 他	標準受講期間は 4 ヶ月、さらに 4 ヶ月、計 8 ヶ月以内で修了することを原則とする。但し、病気などやむをえない場合は受講開始から 1 年 6 ヶ月以内での修了とする。				

## 2 受講資格

①資格要件	介護に従事することを希望する者であり、16歳以上の演習を含む全ての課程を自分ひとりの力で受講・遂行することが可能な者とする。 (母子保護のため、妊娠しているものは除く)
-------	---

## 3 受講の手続き

①申込方法	当社指定の申込用紙またはWebの申込フォームに必要事項を記入・入力し、郵送・Web手続きにより申し込む。	
②申込先	ニチイ学館 松江校	
③受講決定	受講料納入確認後、教材を受講申込者に発送する。 これをもって受講申込手続き完了とする。	
④科目免除	免除の有無	有 ・ 無
	免除科目	・9 ころとからだのしくみと生活援助技術の内の実習時間 9 時間
	対象者	1年以上の実務経験者
	申込方法	研修開始日までに受講希望者から介護業務実務経験証明書を提出させる。

## 4 受講上の注意事項

①遅刻・早退・欠席の取扱い	遅刻	10分以上遅刻した場合は欠席とする。
	早退	10分以上早退した場合は欠席とする。
	欠席	やむを得ず欠席する場合は、必ず研修開始前に届け出ることとする。 事業者が認めた事情において研修を欠席した場合は研修期間内での補講（振替受講）をうけることにより当該科目を出席したものとみなす。
②補講の実施	実施の有無	有 ・ 無
	可能な科目	科目 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、修了試験
	上限	特に定めない
	方法	研修事業者自らが別開講する研修において、当該科目を含む同一の講義・演習を再受講させる。
	費用	1回につき 3,148 円
	注意事項	実技確認不合格者についての費用は 2 回目以降を有料とする。(1 回につき 3,148 円) 修了試験についての費用は初回から有料とする。(1 回につき 3,148 円)

③修了の取扱い	修了評価	カリキュラムにおいて、すべての添削課題の合格ラインへの到達(70点以上)、スクーリング全日程の出席、知識と技術の評価テスト(実技チェック試験・一問一答式筆記試験)の合格、修了試験(5肢択一方式・正誤方式・選択方式)の合格、および受講料等が完納されている者を修了者と認める。 研修修了の認定に係る評価は、以下の方法により行う。 (1) 講義については、科目ごとの筆記試験を行い評価する。 (2) 演習については、講師による学習理解度の評価を行う。 (3) 実習については、実習指導者が実習日誌により理解度を確認する。
	修了期限	2024年 12月 27日までに修了すること。
	修了認定	修了を認定した者には、修了証書を交付する。
④受講の取消し	次の①から⑤に該当する者は、事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。 ① 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者 ② 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行を妨げる者 ③ 他の受講者の学習を著しく妨げる者 ④ 自力で演習内容を行うことができない者 ⑤ その他、事業者が不相当とみなした者 なお、受講を取り消されるに至ったものは、その間履修した当該研修については、全て無効とする。	
⑤受講中の事故等の対応	研修に関して以下のとおり苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。 苦情対応部署：介護事業部門 お客様相談課 電話：03-5834-5121	
⑥個人情報の取扱い	当該研修における個人情報については厳正に管理をおこなう。 (1) 当事業者は事業実施や本人確認書類などにより知りえた受講生などの個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。 (2) 受講者については、講義・実習先などで知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することがないよう受講者から誓約書の提出を求める。	

(附則)

第1条 この学則は令和4年6月27日から施行する。